

税の申告は正しくお早めに

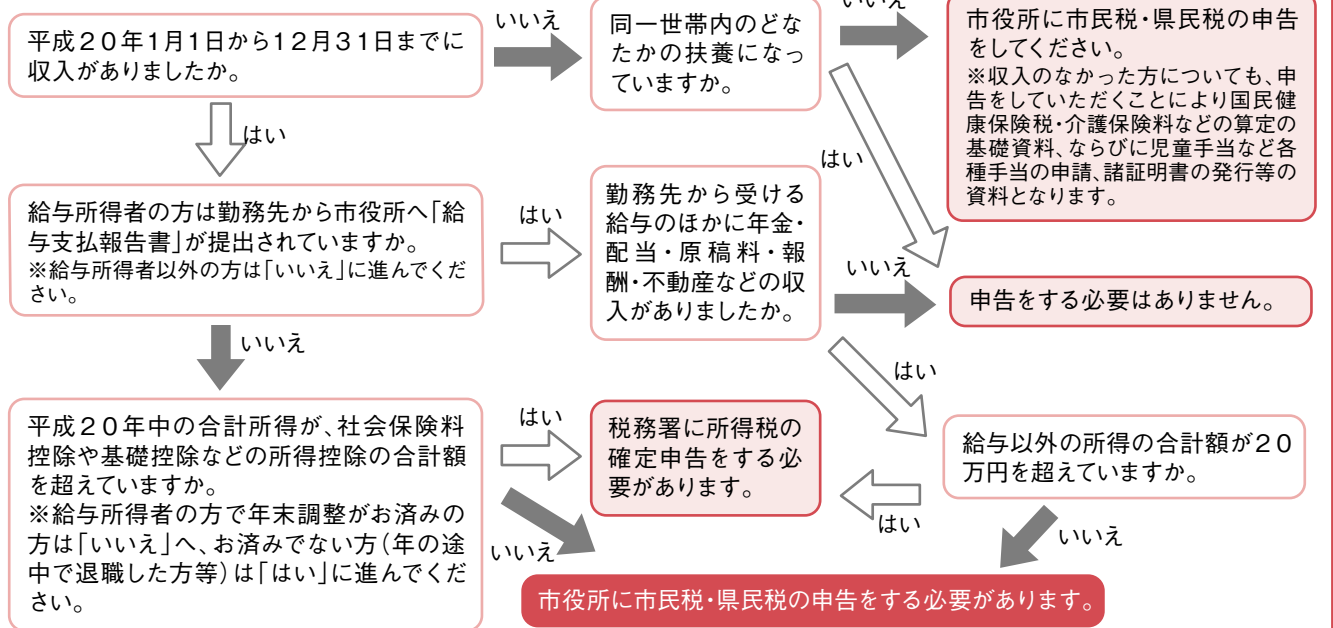
今年も税の申告時期になりました。平成20年分の所得税の確定申告の受け付けは、

「2月16日(月)から3月16日(月)まで」です。

朝霞税務署では、平日(月～金曜日)以外でも2月22日・3月1日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(そのほかの土・日曜日は受け付けできません)。

期限間近になりますと会場がたいへん込み合います。申告は早めに済ませましょう。

あなたの申告は



所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方 市・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年申告が必要です。

平成11年から平成18年末までの間に入居し、次の①または②のどちらかに該当する方は、市・県民税の住宅ローン控除の対象となります。適用を受けるには、毎年「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」(以下申告書)の提出が必要です。

- ①税源移譲により所得税が減少した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方。
- ②住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額がさらに大きくなった方。

申告書の提出方法 (①または②のどちらか)

- ①所得税の確定申告をされる方
確定申告書とともに税務署に提出してください(この場合は、市役所への申告は必要ありません)。
- ②所得税の確定申告をされない方
課税課市民税係(市役所2階21番窓口)に提出してください。

なお、提出の際には源泉徴収票の原本(住宅借入金等特別控除可能額が記載されているもの)と印鑑が必要です。
※申告用紙は、課税課市民税係に用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

バイク・軽自動車の廃車・名義変更手続きは済んでいますか？

軽自動車税は、毎年4月1日に次のものを所有している方に課される税です。自動車税と異なり、月割りで課税する制度がないため、4月2日以降に廃車および名義変更の手続きをした場合は、1年分課税となります。課税対象車両/原動機付自転車(排気量125cc以下の二輪車等)・ミニカー・小型特殊自動車・軽自動車(二輪・四輪)・二輪の小型自動車(排気量250ccを超えるもの)

手続きは確実に！

毎年4月1日に、対象となる車両を所有していない場合でも廃車等の必要な手続きをしていないと課税されてしまいます。

「すでに廃棄処分した」「盗難にあった」「他人に譲った」等の場合には、廃車や名義変更の手続きが必要です。特に、盗難の場合、警察への届け出だけでは廃車となりません。

また、手続きの代行を依頼した方は、それが完了していることを必ず確認してください。

なお、市外へ転出される方も廃車、または住所変更等の手続きが必要です。

手続きを確実にしないと税金がかかるばかりでなく、トラブルの原因にもなります。早急に手続きをしましょう。

手続きを行うところ

- ①原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー…課税課
- ②軽自動車四輪…軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所
☎049-258-8011(代表)・テレホンサービス ☎049-258-8018
- ③排気量125ccを超える二輪車
(軽自動車二輪・二輪の小型自動車)…関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所
☎050-5540-2029(代表)(テープ対応後、オペレーターにつながります)・テレホンサービス ☎050-5540-2129

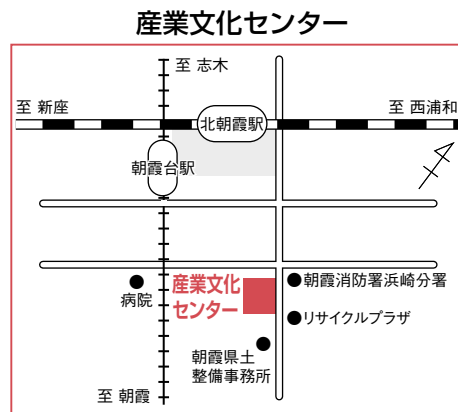
軽自動車税に関する問い合わせ/課税課 内線2232
☎048-463-2851(直通)

市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館 5 階 大会議室	2月16日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時 (土・日曜日を除く) ただし2月22日(日)・3月1日(日) 午前9時～午後4時は受け付けを行います。
産業文化センター 2 階 研修室	2月24日(火)・25日(水) 午前9時30分～午後4時

給与所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けます。
※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受け付けとなります。



市民税・県民税の申告に関する問い合わせ
／課税課
内線2233～7 ☎048-463-2852～3 (直通)

申告が必要な方

- ・平成21年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成20年中に所得のあった方（アルバイト・パートによる所得があった方も該当します）
- ・平成21年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

申告が不要な方

- ・給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- ※給与支払報告書は、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されることになっています。
- ・所得税の確定申告（還付申告を含む）をした方
- ・同一世帯内のどなたかの扶養になっている方

申告に必要なもの

- ①印鑑
 - ②給与所得者または年金収入のある方は平成20年分源泉徴収票等
 - ③事業所得等その他の所得のある方は帳簿類など所得金額が証明できるもの
 - ④平成20年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税（料）・介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
 - ⑤平成20年中に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
 - ⑥医療費控除を受ける方は、平成20年中に支払った医療費の領収書（保険等で補てんされた金額がある場合は、金額のわかる書類等）
 - ⑦障害者控除を受ける方（扶養者を含む）は身体障害者手帳など確認できるもの
 - ⑧学生の方は、学生証または在学証明書
- ※郵送にて申告される場合は、源泉徴収票・その他各種控除証明書および領収書を必ず同封（のり付けをしないでください）してください。

申告を忘れると…

- ・申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類等の発行ができません。
- ・また、収入のなかった方についても、申告をしていただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ・65歳以上の納税者の方で年金受給額が158万円未満の場合、扶養親族等の申告をすれば住民税額がさがります（所得税は扶養親族等の申告をしなくても税金はかかりません）。

朝霞税務署



所得税（確定申告）の申告受付／税務署

申告書は自分で

還付申告は簡単な様式になっています。できるだけ自分で作成して、申告の期限内に提出しましょう。郵送（〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門あて）でも結構です。

申告用紙は、朝霞税務署または市役所課税課に用意しています。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。
e-Tax についての詳しい情報は、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。
また、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で所得税の確定申告の作成ができます。

確定申告に関する問い合わせ／朝霞税務署
☎048-467-2211
(申告案内窓口)